

## 東日本大震災に係る消防団員等の公務災害補償等の現状について(平成23年11月20日現在)

平成23年11月25日

消防団員等公務災害補償等共済基金

### 1. 消防団員等の被災状況(公務災害等該当(見込)者に限る。)

#### (ア) 消防団員等の被災状況(表1)

東日本大震災において被災し、死亡又は行方不明となっている東北三県(岩手県、宮城県、福島県)の消防団員等のうち、当基金において、公務災害等に該当すると見込まれる方は、合計で201人となっており、県別に見ると、岩手県90人、宮城県87人、福島県24人となっています。このうち、被災した消防団員は198人であり、法律に基づく作業従事者は、3人となっています。

(表1) 消防団員等の被災状況

県	市町村	人数 (うち、( )は、作業従事者)
岩手	宮古市	16
	大船渡市	3
	陸前高田市	34
	釜石市	8
	大槌町	14
	山田町	8
	田野畑村	4
	野田村	3
	計(8市町村)	90
宮城	仙台市	3
	石巻市	19
	気仙沼市	7
	名取市	17(1)
	多賀城市	1
	岩沼市	8(2)
	東松島市	8
	亘理町	1
	山元町	10

	七ヶ浜町	2
	女川町	7
	南三陸町	4
	計 (12 市町)	87 (3)
福島	相馬市	10
	南相馬市	9
	新地町	1
	浪江町	3
	檜葉町	1
	計 (5 市町)	24
合計 (25 市町村)		201 (3)

(注) 当基金が関係組合（消防補償事務を共同処理している岩手県市町村総合事務組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合及び福島県市町村総合事務組合）・市町村（以下「関係組合・市町村」という。）からの災害発生速報等に基づいて整理したもので、精査の結果、異動することがあります。

(イ) 被災消防団員の年齢構成（表 2）

被災消防団員の年齢構成を見ると、40 歳代が 64 人（32.3%）と最も多く、次いで 30 歳代が 56 人（28.3%）、50 歳代が 35 人（17.7%）となっています。

（表 2）被災消防団員の年齢分布

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	計(人)
岩手県	10	24	31	16	8	1	90
宮城県	4	19	25	18	16	2	84
福島県	2	13	8	1			24
合計	16	56	64	35	24	3	198
割合	8.1%	28.3%	32.3%	17.7%	12.1%	1.5%	100.0%

(ウ) 被災消防団員の活動状況（表 3）（表 4）

- ① 被災消防団員のうち、震災後の捜索活動等に伴う疾病により死亡した消防団員 1 人を除く消防団員の被災時における活動状況を見ると、「避難誘導」が最も多く 117 人（59.4%）、次いで「出勤途上」が 29 人（14.7%）、「避難等」が 25 人（12.7%）となっています。
- ② なお、被災時に水門閉鎖にあたっていた方は 3 人ですが、被災時の直前に「水門閉鎖」又は「水門状況確認」に当たっていた方を合わせると、60 人（29.6%）が水門閉鎖等に関係していたと見られます。

(表 3) 被災消防団員の活動状況

活動状況	岩手県	宮城県	福島県	合計(人)
① 水門閉鎖	2	1		3
② 警戒・救助	10	6		16
警戒・救助等(水門閉鎖後)	6			6
警戒・救助等(避難誘導後)	4			4
警戒・救助等(広報活動)		6		6
③ 避難誘導	45	59	13	117
避難誘導(水門閉鎖後)	27	3		30
避難誘導及び広報活動		2		2
避難誘導	18	54	13	85
④ 移動等	6	1		7
移動等(水門閉鎖後)	5	1		6
移動等(水門状況確認のため)	1			1
⑤ 出動途上	17	10	2	29
⑥ 避難等	10	6	9	25
避難等(水門閉鎖後)	8	6		14
避難等(避難誘導後)	2		9	11
合 計	90	83	24	197
(再掲) 水門閉鎖等に関するもの	49	11		60

(注) 本表は、被災消防団員の被災時における活動状況及びその直前の活動状況を当基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したもので、精査の結果、異動することがあります。

(表 4) 作業別の事例

従事作業	内 容
水門閉鎖	大津波警報発令により出動し地区内の水門を閉鎖中、津波に巻き込まれて溺死した。
警戒・救助等	水門閉鎖後、避難誘導を行い民家に取り残された住人を救助中、津波に流された。
	消防車両で避難誘導中、海に流されそうな者を発見し、その救助中に津波に流された。
	積載車で一旦、漁港に集合してから漁港周辺の警戒活動を行っていたところ、津波に襲われた。
避難誘導	水門閉鎖後、屯所に戻り屋上で半鐘を鳴らし避難誘導していたところ、屯所もろとも津波に流された。

	<p>所属班の管轄地域のお年寄りを、自家用車で繰り返し避難誘導を行っているときに津波に襲われた。</p> <p>水門を閉鎖し屯所付近で避難誘導した後、消防車両に乗車していたところを津波に流された。</p>
出勤途上	<p>津波警報発令を受け、自家用車で屯所に向かう途上津波に襲われた。</p> <p>大津波警報により職場から消防団詰所へ向かう途中、津波に巻き込まれた。</p> <p>分団長と連絡を取った後、ポンプ置場に自家用車で向かう途上で渋滞に巻き込まれている時に津波に吞まれ、車の下敷きとなる。</p> <p>ポンプ置場に向かう途中渋滞に巻き込まれたため、付近に車を駐車して徒歩で向かう途中、津波に巻き込まれた。</p>
避難等	<p>ポンプ自動車で避難広報、水門閉鎖を行った後、津波が迫ってきたので、屯所に戻り自家用車に乗り換えて避難している途中で津波に巻き込まれた。</p> <p>ポンプ車で避難誘導に従事していたが、津波が押し寄せてきたため詰所前に停車、下車し山へ避難を始めたが、津波に巻き込まれた。</p> <p>水門閉鎖後、逃げ遅れている者と津波を監視するため防潮堤の上部に上がったところ、津波が来たため車両で逃げたが津波に呑みこまれた。</p>

(注) 本表は、被災消防団員の被災状況の具体的事例を基金が関係組合・市町村からの災害発生速報等に基づいて整理したものです。

2. 被災消防団員等に係る公務災害認定等の状況及び災害補償費の支給状況（表5）

被災消防団員等 201 人のうち 200 人（※）は既に関係組合・市町村から公務災害の認定等を受けており、更にそのうちの 139 人（認定者のうち 69.5%）分については、ご遺族からの請求に基づき、既に当基金から災害補償費が支給されています。

※ 未認定の 1 人については行方不明であって死亡の手続きがとられていないため公務災害の認定に至っていない状況にあるものです。

（表5）被災消防団員等に係る公務災害認定等の状況及び災害補償費の支給状況

県	市町村	認定人数	支給人数
岩手	宮古市	16	16
	大船渡市	3	3
	陸前高田市	34	27
	釜石市	8	7
	大槌町	14	14
	山田町	8	2
	田野畑村	4	4
	野田村	3	3
	計（8市町村）	90	76
宮城	仙台市	3	3
	石巻市	18	17
	気仙沼市	7	6
	名取市	17 (1)	6 (0)
	多賀城市	1	1
	岩沼市	8 (2)	8 (2)
	東松島市	8	
	亘理町	1	1
	山元町	10	
	七ヶ浜町	2	2
	女川町	7	
	南三陸町	4	4
	計（12市町）	86 (3)	48 (2)
福島	相馬市	10	10
	南相馬市	9	
	新地町	1	1
	浪江町	3	3

	檜葉町	1	1
	計（5市町）	24	15
合計（25市町村）		200(3)	139(2)

(注) 認定人数及び支給人数の（ ）内は、作業従事者です。